

平成20年度に行った懲戒処分について

平成20年度に行った懲戒処分の件数 = 1件

【事案：1】

1. 処分月日
平成20年8月19日
2. 事案の概要
平成20年6月6日に、精華町内の商業施設において勤務時間中に万引き事件を起こしたものの。
3. 当該職員
精華町総務部総務課 主任主査（55歳、男性）
※事件当時：民生部人権啓発課 主幹
4. 処分の内容
停職6か月
5. 関係職員

所属	補職名	処分内容
民生部人権啓発課（管理監督者）	課長	懲戒戒告
民生部	部長	文書訓戒
	町長	減給10分の1 1か月
	副町長	厳重注意

以上